# 三重県石油コンビナート等防災計画(令和6年3月修正)(概要)

### 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

石油コンビナート等特別防災区域について、総合的な防災・減災対策の推進を図り災害から県民の生命、身体及び財産を保護する。

### 第2節 計画の性質

関係機関が実施すべき防災業務と責任を明確にし、堅密な連絡調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画

### 第3節 基本方針

- ・県民の安全対策を最優先・災害の態様、可能性等の共通認識を持ち予防及び応急対策の推進
- 特定事業者の防災対策の強化
- ・事業所相互間の協力体制の確立、教育・訓練等の充実、エネルギー等の供給能力の確保
- ・防災関係機関等の相互連携による一体となった防災対策の推進
- 第4節 特別防災区域の範囲(四日市臨海地区)
- 第5節 特別防災区域の概況(特定事業所 四日市臨海地区 34)
- 第6節 防災計画の修正(毎年検討を加え必要に応じて修正)
- 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

## 第2章 防災組織

- 第1節 防災本部 (本部長(知事)、本部員(県、市、自衛隊、警察、消防機関、事業者等)
- 第2節 現地本部 (災害が発生し、又は発生する恐れがある場合設置 現地本部長(市長)
- 第3節 防災関係機関 (県、市等、警察、自衛隊、国の特定地方行政機関等)
- 第4節 特定事業所(自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織、特別防災区域協議会等)

### 第3章 災害想定

#### 第1節 概要

石油コンビナートアセスメント調査結果(平成26年3月)を踏まえ、平常時及び地震発生時に発生する可能性のある災害事象について想定

### 第2節 対象施設と災害想定の手法

南海トラフ、内陸活断層による危険物タンク、高圧ガス貯槽等における災害事象、発生危険度等を評価

#### 第3節 平常時の事故を対象とした評価

過去の事故発生状況を勘案し評価(高圧ガス貯槽の少量流出爆発・火災の発生危険度が高い)

- 第4節 地震時(短周期)による災害の評価
- 第5節 津波による災害の評価
- 第6節 大規模災害の評価

# 第4章 災害予防計画

### 第1節 事故災害予防計画

特定事業者の予防対策措置(防災体制、設備管理、危険物施設等の運転管理、毒性物質、防災施設の機能強化、非定常作業時等)

### 第2節 自然災害予防計画

特定事業者の予防対策措置(危険物施設等の耐震化、液状化対策、漂流物対策、防災施設の機能強化等)

### 第3節 大規模災害予防計画

大きな影響を及ぼすおそれがある災害事象の影響及び対応等についての検討

### 第4章 災害予防計画(左下からの続き)

### 第4節 教育訓練及び防災訓練計画

作業標準、防災資機材等の教育訓練、南海トラフ地震時の初動、応急対策訓練の実施

- 第5節 防災資機材等の整備強化計画(必要な防災資機材の適切な配置)
- 第6節 诵信設備整備強化計画

専用通信手段の多様化、事務所間防災無線網の整備、従業員の招集手段の強化

- 第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画(四日市臨海地区 9か所)
- 第8節 航空機事故に関する予防計画

特別防災区域内での離発着や上空の飛行訓練等の禁止

第9節 防災に関する調査研究

災害想定に関する研究、火災・爆発・流出等に災害発生及び拡大の防止に関する研究

# 第5章 災害応急対策計画

- 第1節 防災本部及び現地本部の活動体制(災害発生時の活動体制)
- 第2節 通報及び情報の収集伝達計画

事故発生時の通報体制(通報基準・通報系統・連絡窓口)

災害情報等の収集伝達(被害情報の収集、現地連絡室の設置、通信手段の確保)

第3節 事故災害応急対策計画

火災・爆発応急対策、可燃性ガス・毒性物質の漏洩応急対策等

第4節 自然災害応急対策計画

地震•津波対策応急対策等

第5節 救出応急対策計画(人命救出活動)

第6節 救急医療対策計画(救急医療活動、救急医療搬送)

第7節 防災資機材調達・輸送計画(防災資機材の調達・輸送)

第8節 避難誘導計画

避難勧告及び指示(市、警察、海上保安部)、避難所の周知等

- 第9節 応援要請計画(他の特定事業者、市町村、県、自衛隊の派遣要請)
- 第10節 住民等に対する広報計画(災害発生時の的確かつ円滑な広報活動)
- 第11節 交通規制対策計画(救急搬送、防災資機材の輸送を円滑に実施)
- 第12節 自衛隊災害派遣要請計画(自衛隊の応援を必要とする場合の災害派遣要請)
- 第13節 大規模災害応急対策計画

大規模災害が発生又はおそれがある場合の応急対策 (国及び他県との調整、現地連絡室設置等

# 第6章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の基本方針

災害により被災した施設に必要な措置を講じるとともに、災害復旧の効果発揮させる。

第2節 公共施設等の災害復旧

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

# 第7章 東海地震応急対策

東海地震に対する注意情報、警戒宣言発令に伴い実施する対策等

- 第1節 目的 第2節 事前の防災対策 第3節 各機関の実施すべき地震防災応急対策
- 第4節 警戒宣言等の情報伝達 第5節 保安対策 第6節 消防対策 第7節 医療対策
- 第8節 避難対策 第9節 交通対策 第10節 緊急輸送計画